平成２７年（フ）第１６１１号
札幌市東区北31条東８丁目３番５号　第２－31条マンション５号
債務者　荒川　貴美
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６２７号
札幌市東区北24条東３丁目１番13号　24ハイツＡ101
債務者　渡邉　美樹
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４０号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番10―408号
債務者　三浦　孝幸
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４号
山形県酒田市緑町９番11号　緑町貸家中央奥号
債務者　松浦　重司
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１６９号
茨城県土浦市並木２－４－６　色川住宅１号、住民票上の住所茨城県土浦市上坂田1414番地１
債務者　野村　　尚
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５６号
群馬県藤岡市藤岡1717番地５
債務者　真下　彰広
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第９９３号
さいたま市北区日進町２丁目956番地　マンションしらかわ201号
債務者　山田　昌夫
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２１号
埼玉県川口市青木２丁目９番６号　ウィスタリア青木303号
債務者　林　　恵（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２２号
さいたま市西区大字高木977番地９
債務者　加賀　　浩
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３１号
埼玉県川口市東領家４丁目１番21号　アークパル川口102号室
債務者　市川　　良
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５１号
さいたま市桜区道場２丁目19番25号　303号室、旧住所埼玉県川口市大字安行領家1065番地　レオパレス彩Ⅲ314号
債務者　西山　和馬
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６４号
埼玉県戸田市笹目１丁目37番地の９　（明和荘102号室）
債務者　大平　義春
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６５号
埼玉県戸田市笹目１丁目37番地の９　（明和荘102号室）
債務者　ＯＨＩＲＡ　ＲＥＹＮＩＴＡ　ＲＥＧＩＤＡ
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２５号
埼玉県越谷市大字下間久里504番地１　サンコート越谷105
債務者　鈴木美絵子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
千葉県大網白里市池田61番地３
債務者　萩原　智美
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
三重県松阪市久保町1313番地１　レジデンス学園前104、前住所三重県松阪市清生町617番地１　センターアパートＣ号室
債務者　山口　章夫
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第３２７号
大分市王子山の手町２番２号
債務者　原口美惠子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係